

○湯沢町防犯灯設置費補助金交付要綱

平成14年10月1日

要綱第10号

改正 平成20年3月25日要綱第2号

平成24年6月7日要綱第29号

(目的)

第1条 この要綱は、町内会等が行う防犯灯の設置に対して、町が補助金を交付する場合の基準等について、湯沢町補助金交付規則（平成20年規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の補助対象事業は、町内会等が行う防犯灯の設置（新設、及び移設）、LED型防犯灯の設置（新設、移設、及び取替）事業とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の補助対象経費は、防犯灯、LED型防犯灯の設置及び防犯灯取り付け柱の設置に要する経費とする。

2 土地の調達に要する経費は、補助対象外とする。

(補助率及び補助限度額)

第4条 防犯灯、LED型防犯灯の設置（電力会社等の既設支柱に設置するもの。）にかかる経費の補助金の補助率は2分の1とする。ただし、LED型防犯灯への取替にかかる経費の補助金の補助率は4分の3とする。

2 防犯灯取り付け柱の設置にかかる経費の補助は原則として行わないものとする。ただし、防犯上その必要性が十分に認められ、かつ緊急性のあるものについて町長が認めた場合は、防犯灯取り付け柱1本の設置にかかる経費の補助金の補助率を2分の1以内とし、最高限度額を5万円として補助を行う。

3 防犯灯の設置及び防犯灯取り付け柱の設置にかかる経費の補助金の額は、予算の定める範囲内で行うものとする。

(防犯灯の規格)

第5条 設置する防犯灯の規格については、20W蛍光灯、40W水銀灯及び40Wナトリウム灯、LED防犯灯10VA、LED防犯灯適用蛍光管及び電球とする。

(その他)

第6条 この要綱による補助金の交付を受けて設置した防犯灯の維持管理は、町内会等が行うものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度主管課長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成20年要綱第2号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年要綱第29号）

この要綱は、平成24年6月15日から施行する。